

一、相关新法令、新政策

● [关于依法做好外商投资企业解散和清算工作的指导意见](#)

【发布单位】商务部办公厅

【发布文号】商法字〔2008〕31号

【发布日期】2008-05-05

【提 示】根据该意见,《外商投资企业清算办法》于2008年01月15日废止后,外商投资企业的解散和清算工作应按照《公司法》和外商投资法律、行政法规的相关规定办理;外商投资法律和行政法规有特别规定而《公司法》未做详细规定的,适用特别规定。具体内容如下:

申请提前解散	<ul style="list-style-type: none"> - 外商投资企业由于严重亏损、因不可抗力遭受严重损失等情形解散终止的,应向审批机关报送提前解散申请书、企业权力机构关于提前解散企业的决议以及企业的批准证书和营业执照。 - 中外合资、合作企业投资者因合营/合作他方不履行企业合同、章程规定义务,致使企业无法继续经营,而单方提出解散申请的,应向审批机关报送提前解散申请书,并提供有管辖权的人民法院或仲裁机构作出的生效判决或裁决,判决或裁决中应明确判定或裁定存在上述解散情形。
批准解散	审批机关收到解散申请书和相关材料后,应于10个工作日内作出批准企业解散的批件,并在全国外商投资企业审批管理系统中增加批准企业解散的信息。
清算及企业终止	<ul style="list-style-type: none"> - 清算:企业应在批准解散之日起15日内成立清算组,开始清算。清算组应在清算期内缴清企业各项税款。清算结束后,清算组应制作清算报告。 - 申请终止:清算报告经企业权力机构确认后,报送审批机关,同时向审批机关缴销批准证书。 - 终止:审批机关收到清算报告和批准证书后,完成终止手续并出具回执。 - 注销:企业凭回执向税务、海关、外汇等部门办理注销手续,并向公司登记机关申请注销登记。

一、関連する新法令、新政策

● [外商投资企业解散及清算业务法に照らして貫徹することについての指導意見](#)

【発布機関】商務部弁公庁

【発布番号】商法字〔2008〕31号

【発布日】2008-05-05

【コメント】本意見によると、「外商投资企业清算办法」が2008年1月15日に廃止された後、外商投資企業の解散と清算業務は、「会社法」及び外商投資に関する法律、行政法規の関係規定に基づき取扱わなければならない。外商投資に関する法律及び行政法規に特別規定があり、「会社法」では詳細な規定が行われていない場合、特別規定を適用する。具体的な内容は次の通りである。

線上解散の申請	<ul style="list-style-type: none"> - 外商投資企業が、著しい損失があり、不可抗力により著しい損失が発生するなどの状況により解散し終了する場合、審査許可機関に、線上解散申請書、企業意思決定機関による企業線上解散の決議書及び企業の批准証書と営業許可証を届出なければならない。 - 中外合弁、合作企業の投資者が共同経営/合作の他方当事者が企業の契約、定款に定める義務を履行しないために、企業が継続して経営することができなくなり、結果、一方の当事者が解散の申請を申し出た場合、審査許可機関に線上解散申請書を届出ると同時に、管轄権のある人民法院又は仲裁機関の下した有効な判決書又は判断書を提供しなければならず、判決又は判断の中では上述の解散の状況が存在することを明確に判定又は判断しなければならない。
解散の許可	審査許可機関は、申請書及び関係資料を受け取った後、10業務日内に企業の解散の許可証を発行すると同時に、全国の外商投資企業審査許可管理システム中に企業解散を許可する情報を追加しなければならない。
清算及び企業の終了	<ul style="list-style-type: none"> - 清算:企業は解散が許可された日から15日以内に清算委員会を設立し、清算を開始しなければならない。清算委員会は清算期間中の企業の各種税金を全額納付しなければならない。清算が終了した後は、清算委員会は清算報告書を作成しなければならない。 - 終了の申請:清算報告書は企業の意思決定機関の確認を受けた後、審査許可機関に届けられ、同時に審査許可機関に批准証書を返却する。 - 終了:審査許可機関は清算報告書と批准証書を受け取った後、終了手続を済ませ、受取確認書を発行する。 - 取消:企業は、受取確認書をもって税務、

其他	《外商投资企业清算办法》废止前，特别清算已经开始的，特别清算程序可继续进行，清算委员会依法作出的清算报告具有法律效力。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://file.mofcom.gov.cn/moffile/cateview/chaxun/detail.jsp?seqno=12455>

● **关于发布实施《上海市认定企业技术中心管理办法》的通知**

【发布单位】上海市经济委员会、上海市财政局等五部门

【发布日期】2008-05-12

【实施日期】2008-05-31

【提示】上海市有关部门依据《国家认定企业技术中心管理办法》（2007 第 53 号令），制定了《上海市认定企业技术中心管理办法》。该办法对上海市企业技术中心的认定、评价、调整与撤销、管理与政策等进行了规定。主要内容包

认定部门	上海市企业技术中心认定办公室，具体办理上海市企业技术中心的认定、考核和复审工作。
认定时间	上海市企业技术中心及行业技术中心的认定每年一次，受理认定申请的截止日期为每年 05 月 31 日。
认定条件	<ul style="list-style-type: none"> - 企业所属行业必须符合上海优先发展先进制造业和现代服务业战略的要求。申报企业在本行业处于龙头地位，年销售额不低于 3 亿元。 - 企业的科技活动经费支出额不低于 1000 万元且占销售收入的比例不低于 3%、企业技术开发仪器设备原值不低于 1000 万元；拥有自主知识产权的核心技术、知名品牌，并具有国际竞争力，研究开发与创新水平在同行业中处于领先地位。 - 企业专职研究与试验发展人员不低于 60 人，在同行业中具有较强的创新人才优势。 - 申报企业必须拥有自主知识产权，建立了知识产权管理体系，每年必须有专利申报。 - 企业两年内（指申请认定当年的 05 月 31 日起向前推算两年）没有因偷税、骗取出口退税等税收违法受到行政、刑事处罚；没有涉嫌涉税违法已被税务部门立案审查；没有走私行为；没有其他违法行为。 - 其他条件。

	税関、外貨等の部門で取消手続を行い、また会社の登記機関で登記取消の申請を行う。
その他	「外商投資企業清算弁法」が廃止される前に、特別清算をすでに開始した場合、特別清算手続きは継続して行うことができ、清算委員会が法に照らして作成した清算報告書は法的効力を有する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://file.mofcom.gov.cn/moffile/cateview/chaxun/detail.jsp?seqno=12455>

● **「上海市企業技術センター認定管理弁法」を公布施行することについての通知**

【発布機関】上海市經濟委員會、上海市財政局等の 5 部門

【発布日】2008-05-12

【施行日】2008-05-31

【コメント】上海市の関係部門は、「国家企業技術センター認定管理弁法」(2007 第 53 号令)に照らして、「上海市企業技術センター認定管理弁法」を制定した。本弁法は、上海市企業技術センターの認定、評価、調整、取消、管理及び政策等について規定を行ったものだが、主な内容は次の通りである。

認定部門	上海市企業技術センター認定弁公室、上海市の企業技術センターの認定、考察及び再審査作業を実際に取り扱う。
認定時期	上海市企業技術センター及び業種技術センターの認定は毎年 1 回、認定申請の受理締切は、毎年 5 月 31 日である。
認定条件	<ul style="list-style-type: none"> - 企業が属する業種は、必ず上海優先発展先進製造業及び現代サービス業戦略的要求に適合しなければならない。申請企業は本業種においてリーダー的位置にあり、年間売上額は 3 億元を下回らないこと。 - 企業の科学技術活動経費の支出額は 1000 万元を下回らず、売上高に占める割合が 3%を下回らず、企業技術開発器械設備の原値が 1000 万元を下回らず、自主知的財産権の核心技术、知名ブランドを有し、国際的競争力があり、研究開発及び革新水準が同業種においてリーダー的地位にあること。 - 企業で研究及び試験に専門に携わる人員が 60 名を下回らず、同業種の中でも革新分野の人材の優勢が強いこと。 - 申請企業は必ず自主知的財産権を有し、知的財産権管理体制を構築し、毎年必ず特許の出願があること。 - 企業は 2 年以内に（認定申請を行った年の 5 月 31 日から前倒して推算して 2 年）、脱税、輸出税還付の騙し取りの租税違法行為により行政及び刑事処罰を受けていないこと。税法違反の疑いにより税務部門から

認定 程序	<ul style="list-style-type: none"> - 申报: 申报企业向企业所属主管部门提出申请并按要求上报申请材料。 - 推荐: 相关主管部门对申请材料进行审查, 确定推荐企业名单, 并在当年的 05 月 31 日前上报上海市企业技术中心认定办公室。 - 初审: 上海市企业技术中心认定办公室委托中介评估机构, 对企业申请材料进行初审。 - 评审: 依据初审结果, 由上海市企业技术中心认定办公室组织专家进行评审。 - 认定: 上海市企业技术中心认定办公室择优确定上海市认定企业技术中心名单, 报“上海市企业技术中心认定领导小组”审核通过后予以公布。
评价	已认定的上海市认定企业技术中心每两年进行一次评价。有关部门将根据评价结果对“上海市认定企业技术中心资格”进行调整或撤销。
政策 支持	经认定的上海市企业技术中心, 可按照《上海市企业自主创新专项资金管理办法》(沪经技(2007)222号)的规定, 得到创建资金支持。

【相关法令全文】请点击以下网址查看:

关于发布实施《上海市认定企业技术中心管理办法》的通知

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai14710.html>

上海市企业自主创新专项资金管理办法

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai11014.html>

● **关于将超薄塑料购物袋列入淘汰类产业目录的公告**

【发布单位】国家发展和改革委员会

【发布文号】国家发展和改革委员会公告 2008 年第 33 号

【发布日期】2008-05-13

【提 示】根据该公告,《产业结构调整指导目录(2005 年本)》(国家发展和改革委员会 2005 年第 40 号)的“第三类淘汰类, 二、落后产品, (八)轻工”中增加一条: 9.厚度小于 0.025 毫米的塑料购物袋(2008 年 06 月 01 日)。

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://www.gov.cn/zwgk/2008-05/28/content_996393.htm

	<p>立件し審査が行われていないこと。密輸行為がないこと。その他の違法行為がないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> - その他の条件。
認定 手順	<ul style="list-style-type: none"> - 申告: 申告企業は企業の所属主管部門に申請を行い、要求に従い申請書類を提出する。 - 推薦: 関係する主管部門は申請資料について審査を行い、推薦企業の名簿を確定し、同年の 5 月 31 日までに上海市企業技術センター認定弁公室に届出る。 - 初回審査: 上海市企業技術センター認定弁公室が、企業の申請資料に対する初回審査を仲介評価機関に委嘱する。 - 審議: 初回評価結果に基づき、上海市企業技術センター認定弁公室が審議を専門家に行わせる。 - 認定: 上海市企業技術センター認定弁公室が、優秀と思われるものから、上海市が認定する企業技術センターの名簿を確定し、「上海市企業技術センター認定指導グループ」に届け、審査を通過した後、これを公表する。
評価	すでに認定された上海市が認定する企業技術センターは 2 年ごとに評価を 1 回行う。関係部門は評価結果に基づき、「上海市企業センター認定資格」について調整又は取消を行う。
政策 支持	認定を受けた上海市企業技術センターは、「上海市企業自主革新個別資金管理弁法」(滬經技[2007]222号)の規定に基づき、創設資金サポートを受けることができる。

【関係する法令全文】下記の URL をクリックしてください。

「上海市企業技術センター認定管理弁法」を公布施行することについての通知

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai14710.html>

上海市企業自主革新個別資金管理弁法

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai11014.html>

● **極薄レジ袋を淘汰類産業目録に組み入れることについての公告**

【発布機関】国家發展改革委員會

【発布番号】国家發展改革委員會公告 2008 年第 33 号

【発布日】2008-05-13

【コメント】本公告によると、「産業構造調整指導目録(2005 年版)」(国家發展改革委令 2005 年第 40 号)の「第三類淘汰類。二、立ち遅れた製品、(八)輕工業」中に 9.厚みが 0.025 ミリメートル未満のレジ袋という 1 条が追加される(2008 年 6 月 1 日)。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/zwgk/2008-05/28/content_996393.htm

● 国内水路运输经营资质管理规定

【发布单位】交通运输部
【发布文号】交通运输部令 2008 年第 2 号
【发布日期】2008-05-26
【实施日期】2008-08-01

【提 示】该规定对 2001 年颁布实施的《国内船舶运输经营资质管理规定》进行了修订完善,大幅度提高了市场准入标准。需要提醒的是,根据《中华人民共和国水路运输管理条例》第 7 条规定,未经交通运输部准许,外商独资企业、中外合资经营企业、中外合作经营企业不得经营中国沿海、江河、湖泊及其他通航水域的水路运输。

【法令全文】请点击以下网址查看:
http://www.gov.cn/flfq/2008-05/30/content_998907.htm

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务,请与我们联系;
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址,如果无法访问,您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

● 《著作权行政处罚实施办法》修订征求意见稿召开

日前,《著作权行政处罚实施办法》修订征求意见稿在深圳召开。会议对国家版权局草拟的《著作权行政处罚实施办法(征求意见稿)》等进行深入讨论。据介绍,此次《著作权行政处罚实施办法》修订的重点在于:

- 新增警告和责令吊销许可证两种行政处罚种类;
- 根据最高人民法院、最高人民检察院的司法解释对案件移送司法机关的标准进行调整,下调著作权行政处罚门槛;
- 明确打击网络盗版适用的管辖原则。

(摘自 2008 年 05 月 26 日中国人大网)

● 国内水路輸送經營資格管理規定

【発布機関】交通運輸部
【発布番号】交通運輸部令 2008 年第 2 号
【発布日】2008-05-26
【施行日】2008-08-01

【コメント】本規定は、2001 年に公布し施行された「国内船舶輸送經營資格管理規定」を改正し整えたものであり、市場参入基準を大幅に引き上げている。注意すべきこととしては、「中華人民共和国水路輸送管理条例」第 7 条の規定によると、交通運輸部門の許可を受けていない場合には、外商独資企業、中外合弁經營企業、中外合作經營企業は、中国の沿海、湖及びその他通航水域の水路輸送を經營してはならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/flfq/2008-05/30/content_998907.htm

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新情報

● 「著作権行政处罚实施办法」改正意見募集会が開催される

先頃、「著作権行政处罚实施办法」改正意見募集会が深圳で開催された。会議では国家版权局が起草した「著作権行政处罚实施办法(意見募集案)」等についての検討がさらに行われた。説明によれば、この度の「著作権行政处罚实施办法」改正の重点箇所は次の通りである。

- 警告及び許可証没収という 2 つの行政处罚が新たに追加された。
- 最高人民法院、最高人民検察院の司法解释に基づき、司法機関への移管基準が調整され、著作権行政处罚を行う際のハードルが引き下げられた。
- インターネット海賊版の取り締まりに適用する管轄原則が明確にされた。

(2008 年 5 月 26 日付の中国人大ウェブサイトより抜粋)

● 四部门联合发出加强寄递物品安全监管工作的通知

日前，公安部、国家安全部、国家工商行政管理总局、国家邮政局联合发布《关于切实加强寄递物品安全监管工作的通知》（国邮发〔2008〕87号）。该规定要求：

- 用户交寄物品时，邮政企业或寄递服务企业应当当面验视内件，确认安全后方可收寄。国家规定的禁寄物品，不能收寄。不能确认安全的物品（如机电装置、粉末、不明金属、装有不明气体或液体的密闭装置等）或寄件人拒绝验视的，不能收寄。
- 邮政企业和寄递服务企业在收寄物品时，应请用户出示有效身份证件。用户没有随身携带身份证件的，可正常收寄，但应做重点查验。相关企业应认真登记寄递物品的收寄日期、号码及收寄件人的姓名、地址、身份证件号码等信息，并配合国家有关部门的安全查验。

（摘自 2008 年 05 月 30 日中国人大网）

● 《关于适用〈中华人民共和国公司法〉若干问题的规定（二）》的简析

近期，与外商投资企业解散和清算有关的法律制度变动较大：

1. 首先，《外商企业投资清算办法》于 2008 年 01 月 05 日被中国国务院宣布废止。
2. 其次，中国最高人民法院于 2008 年 05 月 05 日发布了《关于适用〈中华人民共和国公司法〉若干问题的规定（二）》（自 2008 年 05 月 19 日起施行；以下简称“《司法解释》”）。
3. 再次，中国商务部于 2008 年 05 月 05 日发布了《依法做好外商投资企业解散和清算工作的指导意见》（自 2008 年 05 月 05 日起施行；以下简称“《指导意见》”）。

需要指出的是，《外商企业投资清算办法》被废止，是在中国有关解散和清算的法律制度趋于完善，内外资企业有关解散和清算的管制趋于统一的背景下发生的。目前，外商投资企业解散和清算主要适用：

1. 《公司法》（全国人大常委会；自 2006 年 01 月 01 日起施行）；
2. 三资企业法及其实施条例或实施细则等。

根据《指导意见》确认的原则，当三资企业法及其实施条例或实施细则等有特别规定，而《公司

● 物品の郵送配達監督管理作業を強化することについての通知を 4 部門が共同で発布した

先頃、公安部、国家安全部、国家工商行政管理総局、国家郵政局が「物品の郵送配達監督管理作業を確実に強化することについての通知」（国郵発〔2008〕87 号）を共同で発布したが、本規定の要求によると次の通りである。

- 利用者が物品を預けるとき、郵政企業又は配達サービス企業は、その場で中身を検査し、安全を確認してからでないことと受理してはならない。国が郵送禁止を定める物品については、受理してはならない。安全を確認できない物品（機電装置、粉末、不明な金属、不明な気体又は液体をいれた密闭装置、等）又は郵送者が検査を拒否した場合、受理してはならない。
- 郵政企業及び配達サービス企業が物品を受け取るときは、利用者に有効な身分証を呈示させなければならない。利用者に有効な身分証を携帯していない場合、正常に受理することができるが、その場合は検査を重点的に行わなければならない。関係企業は、配達物品の受領日、番号及び郵送者の氏名、住所、身分証番号等の情報をしっかりと登記し、国の関係部門の安全検査に協力しなければならない。

（2008 年 5 月 30 日付の中国人大ウェブサイトより抜粋）

● 「『中華人民共和國会社法』を適用するにあたっての若干の問題についての規定（二）」の簡潔な分析

近頃、外商投資企業の解散及び清算に関する法律制度に大きな変化が表れている。

1. まず、「外商投資企業清算弁法」が 2008 年 1 月 5 日に中国國務院により廃止が宣告された。
2. 次に、中国最高人民法院が 2008 年 5 月 5 日に「『中華人民共和國会社法』を適用するにあたっての若干の問題についての規定（二）」（2008 年 5 月 19 日から施行、以下「司法解释」という）を発布した。
3. そして、中国商務部は 2008 年 5 月 5 日に「外商投資企業の解散及び清算業務を法に照らして貫徹することについての指導意見」（2008 年 5 月 5 日から施行、「指導意見」という）を発布した。

注意しなければならないこととして、「外商企業投資清算弁法」が廃止されたことは、中国での解散及び清算に関する法律制度が整えられつつあり、内資企業と外資企業の解散及び清算に対する管制が一本化されつつあるという背景をもとに発生したということである。現在、外商投資企業の解散と清算には主に次の法律が適用される。

1. 「会社法」（全国人大常委会、2006 年 1 月 1 日から施行）

法》未做详细规定的,适用三资企业法及其实施条例和实施细则等的特别规定。

综上,律师理解,对于外商投资企业的解散和清算事宜而言,目前,最为重要的法律制度即为《公司法》的相关规定(主要集中在《公司法》第十章“公司解散和清算”中)。而鉴于《司法解释》对于《公司法》所规定的解散和清算事宜,进行了完善和明确,因此,律师认为,对于《司法解释》提出的相关法律制度,需要给予足够的重视。

以下,律师仅就《司法解释》中的一些重要法律制度,制表分析如下:

事項	相关规定	简要提示
管轄法院	<p>《司法解释》第二十四条:</p> <ul style="list-style-type: none"> - 解散公司诉讼案件和公司清算案件由公司住所地人民法院管辖。 - 基层人民法院管辖县、县级市或者区的公司登记机关核准登记公司的解散诉讼案件和公司清算案件;中级人民法院管辖地区、地级市以上的公司登记机关核准登记公司的解散诉讼案件和公司清算案件。 	<ul style="list-style-type: none"> - 在《司法解释》发布之前,相关法律法规(包括《公司法》、三资企业法及其实施条例和实施细则等、以及《民事诉讼法》(全国人大常委会;自2008年04月01日起施行)等),均没有对解散公司诉讼案件和公司清算案件的管辖法院问题,进行明确规定。 - 按照公司登记机关的级别,确定管辖法院的级别;并将地区、地级市以上的公司登记机关核准登记公司(此类公司通常规模较大、相当影响较大)提交中级人民法院进行管辖,体现了法律的慎重。
公司解散事由	<p>《司法解释》第一条:</p> <ul style="list-style-type: none"> - 规定了“单独或者合计持有公司全部股东表决权百分之 	<ul style="list-style-type: none"> - 四项事由,是对《公司法》第183条“公司经营管理发生严重困难”规定的具体解释。这些事由,包括“公司持续两

2. 外商合弁・合作・独資(以下、「三資」という)企業法及びその実施条例又は実施細則等。

「指導意見」で確認された原則によると,三資企業法及びその実施条例又は実施細則等に特別な規定があり、「会社法」では詳細な規定が行われていない場合、三資企業法及びその実施条例と実施細則等の特別規定を適用する。

以上から、外商投資企業の解散及び清算については、現在のところ、最も重要な法律制度は「会社法」の関係規定(おもに「会社法」第十章「会社の解散及び清算」に集中する)であると筆者は考える。また、「司法解释」は「会社法」に定める解散及び清算を、整えかつ明確化していることから、「司法解释」で出された係る法律制度に対しては、充分に重要視しなければならないと思われる。

以下、筆者は「司法解释」中の一部の重要な法律制度について、下表にまとめ分析する。

事項	関係規定	簡潔なコメント
管轄法院	<p>「司法解释」第二十四条:</p> <ul style="list-style-type: none"> - 会社の解散を巡る訴訟案件及び会社の清算案件は会社の所在地の人民法院が管轄する。 - 基層人民法院は、県及び県レベルの市又は区の会社登記機関が認可した会社の解散を巡る訴訟案件と会社の清算案件を管轄する。中級人民法院は、地区及び地区レベルの市以上の会社登記機関が認可した会社の解散を巡る訴訟案件と会社の清算案件を管轄する。 	<ul style="list-style-type: none"> - 「司法解释」が公布されるまでは、関係する法律法規(「会社法」、三資企業法及びその実施条例と実施細則等、並びに「民事訴訟法」(全国人大常委会、2008年4月1日から施行)等を含む)では、いずれも会社の解散を巡る訴訟案件及び会社の清算案件の管轄法院問題については、明確な規定が行われていなかった。 - 会社登記機関の等級別に基づき、管轄する法院の等級を確定し、地区、地区レベルの市以上の会社の登記機関が登記を認可した会社(この種の会社は通常、規模が大きく、影響力もある)は、中級人民法院に管轄を預けたことは、法的な慎重さの表れである。
会社の解散事由	<p>「司法解释」第一条:</p> <ul style="list-style-type: none"> - 「単独で、又は合算して会社の全部の出資者の表決権の 	<ul style="list-style-type: none"> - 4通りの事由とは、「会社法」第183条「会社に経営管理上の著しい困難が生じた場合」に定める具体的な解釈のこと

	<p>十以上的股东”提起解散公司诉讼的 4 项事由。</p> <p>— 股东以知情权、利润分配请求权等权益受到损害等为由，提起解散公司诉讼的，人民法院不予受理。</p>	<p>年以上无法召开股东会或者股东大会”、“股东表决时无法达到法定或者公司章程规定的比例，持续两年以上不能做出有效的股东会或者股东大会决议”、“公司董事长期冲突，且无法通过股东会或者股东大会解决”等。</p> <p>— 律师理解，对这四项规定的明确规定，使《公司法》第 183 条具有了实际操作的可能；同时，对于保护中小股东的权益，具有重要意义。</p> <p>— 明确规定，对于股东以知情权、利润分配请求权等权益受到损害为由提起解散公司诉讼，人民法院不予受理。</p>
<p>“实际控制人”及其法律责任</p>	<p>《司法解释》第十八条：</p> <p>— 有限责任公司的股东、股份有限公司的董事和控股股东（以下简称“实际控制人”）未在法定期限内成立清算组开始清算，导致公司财产贬值、流失、毁损或者灭失，应在造成损失范围内对公司债务承担赔偿责任；以及其他相应民事责任。</p> <p>— 实际控制人因</p>	<p>— 明确提出了“实际控制人”（即，有限责任公司的股东、股份有限公司的董事和控股股东）应当对怠于履行相应义务而造成的损失等，向债权人承担赔偿责任以及连带清偿等责任。</p> <p>— 律师认为，该制度来源于“公司法人人格否认制度”，即禁止滥用公司法人独立地位和股东有限责任。该制度沿袭了《公司法》第 20 条的规定，有利于保护债权人利益。</p>

	<p>10%以上を保有する出資者」が会社の解散を巡る訴訟を提起する 4 通りの事由を定めた。</p> <p>— 出資者が、知る権利、利益配当請求権等が損害を被ったことを理由に、会社の解散を巡る訴訟を提起する場合、人民法院はこれを受理しない。</p>	<p>であり、これらの事由には、「会社が継続して 2 年以上株主会又は株主総会を開催できない」、「出資者の表決時に法律で定められ又は会社の定款に定められた割合を満たすことができず、継続して 2 年以上有効な株主会又は株主総会の決議を下すことができない」、「会社の董事が長期間かち合い、株主会又は株主総会を通して解決することができない」等が含まれる。</p> <p>— これらの 4 通りの事由に対する明確な規定が設けられたことにより、「会社法」第 183 条の実践を可能なものとしており、また、中小の出資者の権益を擁護するために、重要な意義をもつものであると筆者は考える。</p> <p>— 出資者の知る権利、利益配当請求権等の権益が損害を被ったことを理由とした会社の解散を巡る訴訟は、人民法院が受理しないことを明確に定めている。</p>
<p>「実際の支配者」及びその法的責任</p>	<p>「司法解释」第十八条：</p> <p>— 有限責任会社の出資者、株式有限会社の董事及び支配出資者（以下「実際の支配者」という）が法で定められた期間内に清算委員会を設立し清算を開始しなかったことで、会社の資産の価値が下落し、流失し、破損し、又は滅失した場合、損失をもたらした範囲内で会社の債務につ</p>	<p>— 「実際の支配者」（即ち、有限責任会社の出資者、株式有限会社の董事及び支配株主）に係る義務の履行を行ったために損失をもたらした場合、債権者に賠償責任及び連帯賠償責任等を負わなければならないことを明確にした。</p> <p>— 本制度の源泉は「会社の法人格の否認制度」、つまり、会社の法人としての独立した地位及び出資者の有限責任の乱用を禁止することであると筆者は考える。本制度は「会社</p>

	<p>怠于履行义务，导致公司主要财产、帐册、重要文件等灭失，无法进行清算，应对公司债务承担连带清偿责任、以及其他相应民事责任。</p>	
--	---	--

	<p>き賠償責任及びその他の係る民事責任を負わなければならない。</p> <p>－ 実際の支配者が履行義務を怠ったために、会社の主要な資産、帳簿、重要書類等が滅失し、清算を行うことができなくなった場合、会社の債務につき連帯賠償責任及びその他の係る民事責任を負わなければならない。</p>	<p>法」第 20 条の規定を踏襲したものであり、債権者の利益擁護に有利なものである。</p>
--	---	---

备注：

请点击以下网址，查看相关法令的全文内容：
关于适用《中华人民共和国公司法》若干问题的规定（二）

<http://www.chinalaw.gov.cn/jsp/contentpub/browser/contentpro.jsp?contentid=co2187335018>

依法做好外商投资企业解散和清算工作的指导意见

<http://file.mofcom.gov.cn/moffile/cateview/chaxun/detail.jsp?seqno=12455>

（里兆律师事务所 2008 年 05 月 30 日整理制作）

備考：

関係法令の全文をご覧になる場合は、下記の URL をクリックしてください。

「中華人民共和国会社法」を適用するにあたっての若干の問題についての規定（二）

<http://www.chinalaw.gov.cn/jsp/contentpub/browser/contentpro.jsp?contentid=co2187335018>

外商投資企業の解散及び清算業務を法に照らして貫徹することについての指導意見

<http://file.mofcom.gov.cn/moffile/cateview/chaxun/detail.jsp?seqno=12455>

（里兆法律事務所が 2008 年 5 月 30 日付で作成）